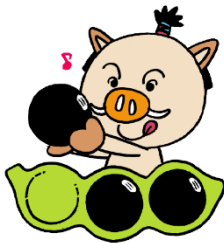


丹波篠山市 農林業関係の補助制度



日本農業遺産認定

丹波篠山の黒大豆栽培・300年の歴史

目次

- ①特産物振興『山の芋』…………… 1 ページ
- ②特産物振興『栗』…………… 2 ページ
- ③日本農業遺産の推進…………… 2 ページ
- ④環境創造型農業…………… 3 ページ
- ⑤新規就農者・経営拡大への支援…………… 4 ページ
- ⑥農業用機械の導入支援…………… 5 ページ
- ⑦集落農業守り隊応援業（農業用機械導入支援）…………… 6 ページ
- ⑧集落営農活動の支援…………… 7 ページ
- ⑨農地の保全と農業基盤の継承…………… 8 ページ
- ⑩有害鳥獣対策…………… 9 ページ
- ⑪ふるさとの森づくり…………… 10～12ページ
- ⑫生物多様性の保全・再生…………… 12ページ
- ⑬自然環境・農林業を活かしたまちづくり…………… 13ページ
- ⑭森林バイオマス…………… 13ページ
- ⑮再生可能エネルギー…………… 14ページ



市の鳥 ツバメ
カワセミ



農都政策課 Tel 079-552-1114 Fax 079-552-2090
E-mail : norin_div@city.sasayama.hyogo.jp
農都整備課 Tel 079-552-4668 Fax 079-552-2090
E-mail : notoseibi_div@city.sasayama.hyogo.jp
森づくり課 Tel 079-552-1117 Fax 079-552-2090
E-mail : mori_div@city.sasayama.hyogo.jp
農村環境課 Tel 079-552-5013 Fax 079-552-0619
E-mail : kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

①特産物振興『山の芋』

□問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

山の芋栽培省力化補助金（防草シート・シルバーマルチ購入助成）

除草労働の省力化を図るため、うね間に設置する防草シートや畝を覆うシルバーマルチの購入費の一部を助成します。

（令和6年産の山の芋が対象です）

- 対象者：山の芋を2アール以上作付けている方
- 補助対象：令和6年4月1日以降に購入した防草シート
※防草シートとマルチシートをどちらも購入している場合は、両方助成されます。
- 補助金額：20,000円（10アールあたり。上限40,000円以内で購入額を助成）
- 申請に必要なもの：領収書やレシートのコピー

山の芋生産後継者育成事業補助金(新規農家の確保と栽培指導の助成)

【通称：山の芋のれん分け事業補助金】

後継者の掘り起しと栽培技術の伝承いただく方を支援します。

- 対象者：経験と栽培技術を有する方で新規の山の芋生産者を掘り起し指導を行う方。
- 補助金額：1名の農業者の育成に対し30,000円。
※1名の指導者に対し、指導対象者上限は5名
※次年度も同一人を指導継続する場合2年目は20,000円。
- その他：指導日誌の作成と指導状況の写真が提出できること。

山の芋振興奨励金【作付け面積に対して交付】

山の芋5アール以上作付けされた方に奨励金を交付します。

- 対象者：山の芋を5アール以上作付けている方
- 補助金額：5アール以上10アール未満……6,000円/10アール
10アール以上20アール未満……8,000円/10アール
20アール以上……10,000円/10アール
- 申請書類：出荷実績確認後(令和7年2月頃)、市から該当者へ書類を送付します。

山の芋新規生産支援事業補助金(新たに山の芋を生産する農業者への助成)

【通称：一家にひとつね山の芋推進事業補助金】

新たに山の芋の生産を始める農業者や、生産を再開する農業者を支援します。

- 対象者：新たに生産を始める方または生産を再開する方で1アール以上作付けている方。
- 補助金額：1アールあたり15,000円(上限5アール、1アール未満切り捨て)
- 新規であることの確認方法
転作確認野帳などで過去の作付け実績を確認します。

②特産物振興『栗』

□問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

栗生産支援事業補助金

令和6年度に市内において新植又は補植される栗の苗木の購入に対し助成します。

- 対象者：栗の生産拡大を図るために、栗の苗木を5本以上購入する方。
- 補助対象：令和6年4月1日以降に購入した栗の苗木
- 補助金額：栗の苗木購入費の2分の1以内。苗木1本あたりの上限は500円
- 申請に必要なもの：①領収書やレシートのコピー、苗木の購入単価がわかる書類
②栗の苗木を植栽したほ場の位置図及び写真(全景がわかるもの)

丹波栗の郷づくり推進事業補助金・果樹経営支援対策事業補助金

栗の獣害対策、剪定、新植等に対し助成します。

丹波栗の郷づくり推進事業補助金

- ①獣害対策
(事業費の1/2以内、上限10aあたり30千円、最大150千円) ※栽培面積概ね10a以上
- ②栗園の剪定
(事業費の1/2以内、上限10aあたり50千円、最大150千円) ※栽培面積概ね10a以上
※ただし、団体申請の場合は生産者1人あたり2a以上の作付けが必要。
- ③凍害対策の助成
(事業費の1/2以内、上限10aあたり8千円、最大150千円)
※上記は複数項目申請可能。ただし、事業実施者あたり上限150千円。

果樹経営支援対策事業補助金

- 小規模園地整備(事業費の1/2以内)
 - ・植栽農地が農業振興地域の農用地区域内であること。
 - ・受益面積がおおむね10アール以上であること。
- ※新植を希望される方はJA丹波ささやま営農指導課までご相談ください。
※本事業の問合せ先：市または、JA丹波ささやま営農指導課 0120-810-264

③日本農業遺産の推進

□問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

日本農業遺産を生かしたまちづくり事業補助金

日本農業遺産の認定を受けた丹波篠山の黒大豆栽培について、全国に誇れる農業システムの維持・発展につなげ、農家や市民の誇りを将来に引き継いでいくため、地域主体によるまちづくり推進の取組を支援します。

- 対象者：①市内の営農組織、自治会やまちづくり協議会、PTA、子ども会等の地域団体
②市内の事業者組織及びNPO法人
※灰小屋の利活用を目的とした修復のみ個人可
- 対象事業：栽培技術の継承、食育や食文化の啓発、灰小屋の利活用及び修復、水辺環境の保全等
- 補助額：上限10万円
- 活用例：黒大豆を活かした郷土料理集の作成、黒大豆のおいしい食べ方研究、SNSや動画作成などの販売促進、在来の種の保存やPR、生き物観察、灰小屋ウォーキングや灰肥料づくり など

④環境創造型農業

□問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

土づくり助成

良質な農産物を生産するための土づくりを奨励し、環境創造型農業を推進します。

- 対象者：農業集落、認定農業者、認定新規就農者等で黒豆1haまたは山の芋20アールを作付けしていること(複数集落の申請も可)。
 - 補助金額と内容(①から④のいずれかひとつ)
 - ①堆肥購入費、2トン車1台/10aあたり500円(定額)
 - ②散布委託費、2トン車1台/10aあたり1,000円(定額)
 - ③腐植酸資材購入費の20%以内、上限額1,000円/10a
 - ④緑肥種子代購入費の30%以内、上限1,000円/10a
- ※国県などの補助金を受ける場合は対象外

環境保全型農業直接支払支援制度

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業への支援を行います。

- 対象者：代表者、規約、組織としての口座を持つ集落営農や農業者グループ
(いずれも国際水準GAPに準じた生産工程管理を行う必要があります)
- 補助金額と内容
 - ①カバークロープの取り組み 6,000円/10アール
 - ②堆肥散布の取り組み 4,400円/10アール
 - ③有機農業の取り組み 12,000円/10アール

環境創造型農業推進事業補助金

黒大豆と山の芋の農薬使用回数の減少と適期防除を目的に、害虫発生を予測するフェロモントラップの薬剤や資材購入に対し助成します。

- 対象者：販売目的で黒大豆、枝豆、山の芋を作付けしている農業者
 - 補助内容：フェロモントラップの容器代、薬剤購入費の2分の1以内(100円未満切り捨て)
- ※フェロモントラップ容器の助成は、黒大豆20アールあたり1個、山の芋10アールあたり1個

農都のめぐみ米補助金

持続的な農村風土づくりに向けて、豊かな自然と人が調和した米づくりを支援します。

- 対象者：販売目的で10アール以上米を栽培し、取組要件を実施した農業者(農業法人、集落営農組織を含む)
- 取組要件：
 - ①化学肥料・農薬を兵庫県地域慣行レベルの2分の1以下にする
 - ②生きものに配慮する(例：中干し時期を遅らすなど生物への影響を軽減、水田に生息する生物の退避場所を確保)
 - ③生物調査等の実施
- 補助金額：200円/1アール、上限200,000円

⑤新規就農者・経営拡大への支援

□問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

新規就農者支援事業補助金

新規に農業に参入する際に必要な、農業機械購入費や定住に必要な家賃の一部を助成します。

- 対象者：青年等就農計画を市長が認定した「認定新規就農者」
 - ①農業用機械助成
農業用機械及び農業用施設総額の2分の1以内(上限500,000円)(1人1回限り)
※ただし、「経営発展支援事業(国庫補助)」を活用する者を除く。
 - ②家賃助成
家賃月額額の2分の1以内で上限30,000円/月
(就農開始1年目は30,000円、2年目は25,000円、3年目は20,000円)
 - ③農地貸借料助成
賃料総額の2分の1以内で上限15,000円(1人1回限り)

農地流動化促進奨励金

新たに農地を一定期間借り受ける農業者に対し奨励金を交付します。

- 対象者：市内に住所を有する農業者で、新たに農地を借り受けた方
- 助成対象：農地中間管理機構を通して、新たに農地を借り受け、借受期間が10年以上の農地
- 助成金額：

経営面積3ha未満	10,000円/10アール(上限100,000円)
経営面積3ha以上15ha未満	6,000円/10アール(上限100,000円)
経営面積15ha以上	2,000円/10アール(上限100,000円)
- 申請書類：該当者に申請書類を送付します。(令和7年2月ごろ)
※令和6年度をもって奨励金制度を廃止します。

ビニールハウス導入助成

野菜の周年栽培や品質向上の取り組みに支援し農業所得向上を図ります。

- 対象者：販売目的に野菜等を生産する農業者
- 補助内容
ビニールハウスの新規設置助成(45㎡以上、更新は対象外)
補助率25%以内(上限100,000円、水稻育苗、黒豆乾燥のみの利用は対象外)

農業用格納庫建設助成

- 対象者：人・農地プランを作成した集落営農組織(未作成集落は1年内に集落現況調査を実施)
※組織規約があり、丹波篠山市農業生産組合協議会加入している組織
- 対象施設：水稻乾燥調製施設を格納する建物の新設
- 補助金額：工事費の35%以内、助成額上限350万円(造成費用は除く)

⑥ 農業用機械の導入支援

補助制度の活用を希望される場合は、必ずお問い合わせください。

□ 問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

※このページにおける「集落営農組織」とは、『集落内農業者の合意によって3戸以上で組織され、組織規約を有する団体』を指します。

- 水稲用機械・黒大豆用機械の支援要件(①②のすべてを満たすこと)
 - ① 丹波篠山市農業生産組合協議会加入していること。
 - ② 集落で人・農地プランを作成していること(未作成集落は1年以内に集落現況調査を実施)。
- 中古農業機械は、農業機械等販売事業者等の適正な価格が確認できること。

水稲用機械 ○対象者：集落営農組織

補助率（上限）	対象機械
35%以内 (新品上限210万円) (中古上限100万円)	田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機、籾摺り機、計量器、籾粗選機、石抜き機、色彩選別機、ロータリー、ドライブハロー、ウイングハロー

黒大豆用機械 ○対象者：集落営農組織

補助率（上限）	対象機械
40%以内 中耕培土トラクターは 35%(上限50万円)	移植機、動力噴霧器、脱莢機、選別機(枝豆用)、保冷库(枝豆用)、乾燥機、脱粒機、選粒機、畝たて整形機、溝掘機、中耕培土トラクター

山の芋の省力化機械 ○対象者：山の芋栽培面積10a以上の農業者

補助率	対象機械（上限）
25%以内	畝立て整形機(上限250千円)、防草シート巻取機(上限250千円) 灌水装置(上限250千円)、アシストスーツ(上限250千円) ロールベアラー(上限400千円)

栗の省力化機械 ○対象者：栗栽培面積20a以上の農業者

補助率（上限）	対象機械
25%以内 (上限250千円)	自走式草刈り機、防除機、冷蔵庫、高枝式電動剪定ばさみ

草刈り機械 ○事業期間：令和4年度～令和6年度/いずれも1集落1回限り

補助率（上限）	対象者	対象機械
35%以内 (上限9万円)	集落、集落営農組織、 多面的機能支払交付金活用組織	自走式草刈り機
35%以内 (上限35万円)	認定農業者、認定新規就農者、集落、 集落営農組織、多面的機能支払活動組織	トラクター装着式 大型草刈り機

水田保全機械

補助率	対象者	対象機械
35%以内	集落営農組織	畦塗機
25%以内	認定農業者、認定新規就農者	(水田の漏水対策)

⑦ 集落農業守り隊応援事業

補助制度の活用を希望される場合は、必ずお問い合わせください。

□ 問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

対象者：①②のいずれかを満たす農業者グループ

① 農業者3戸以上 ② 農業者及び土地持ち非農家3戸以上(代表者が農業者となる場合のみ)

※ 中古農業機械は、農業機械等販売事業者等の適正な価格が確認できること。

作物	補助率	対象機械（上限）	要件
水 稻	25%以内 (新品上限50万円) (中古上限25万円)	トラクター、田植え機、コンバイン	-
黒大豆	25%以内 (新品上限30万円) (中古上限20万円)	畝立て整形機、脱莢機 脱粒機、乾燥機	栽培面積40アール以上
	20%以内 (新品上限30万円) (中古上限20万円)	中耕培土トラクター	栽培面積40アール以上



⑧ 集落営農活動の支援

□問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

集落内の現状把握、組織の設立に取り組んでみましょう

地域計画集落現況調査推進交付金	組織設立助成
<p>集落農業の将来に向けた基礎資料として、集落の課題等を調査する地域を支援します(調査完成後に交付)。 対象者：農業者等で組織する団体 助成金額：100,000円/組織、1組織1回限り</p>	<p>集落営農組織の設立に要する活動を助成します。 対象者：農業者等で組織する団体(設立準備会を設置すること) 補助金額：75,000円(設立後3年目までは40,000円)</p>

市内外の事例を学びましょう

法人化を考えてみましょう

視察研修助成	法人化助成
<p>集落営農組織の先進地視察や研修会などに要する経費を助成します。 対象者：集落営農組織(組織規約があり丹波篠山市農業生産組合協議会に加入している組織) 補助金額：50,000円以内</p>	<p>集落営農の法人化の検討に要する活動を助成します。 対象者：農業者等で組織する団体(設立準備会を設置すること) 補助金額：100,000円、1組織1回限り</p>

交流 域外との交流で活性化を図りましょう

体験農園等運営助成	農村ボランティア助成
<p>体験農園や観光農園の活動を助成します。 対象者：農業者等で組織する団体 補助金額：初回100,000円以内 2回目50,000円以内</p>	<p>都市住民等の農作業ボランティアの受け入れ活動を助成します。 対象者：農業者等で組織する団体 補助金額：100,000円以内、1組織1回限り</p>

農地保全・連携

草刈り隊設立推進事業	農業・農村広域連携助成
<p>農地の畦畔の草刈りなど農村を保全する組織設立を支援します。草刈り機械導入支援と合わせてご利用ください。 対象者：集落又は多面的機能支払交付金を活用する組織 補助金額：50,000円以内、1組織1回限り</p>	<p>小学校区単位での農業・農村の課題解決に向けた取り組みを支援します。 対象者：農業者・非農家等で組織する団体 補助金額：40,000円以内</p>

⑨農地の保全と農業基盤の継承

□問合せ先：農都整備課 079-552-4668(直通)

土地改良事業補助金

農都の営みと生物の生息が両立する土地改良事業である農業用水利施設整備（1カ所あたり10万円以上の事業）を支援します。

- 対象者：農業用水利施設の設置者(管理者)
- 補助の例
 - ①多面的機能支払交付金事業で市指針による工法を採用した場合：増加工事費相当額
 - ②生態系保全型：工事費の70%(補助金上限200万円)
 - ③生態系部分配慮型：工事費の20%(補助金上限40万円)
 - ④機能更新型：工事費の30%(補助金上限60万円)
 - ⑤ため池応急修繕事業：工事費の80%(補助金上限200万円)

土地改良事業補助金（災害復旧）

豪雨等により被災した農地・農業用施設を復旧するにあたって、国の補助対象外で、1箇所あたり復旧額10万円以上の工事を自治会等が実施する場合に支援します。

- 対象者：自治会、水利組合、管理者、所有者等
- 補助の例：1箇所あたり工事費の1/2以内(補助金の上限100万円)
- ※令和6年度当初では該当事業はありません。

水利施設管理強化事業

記録的な豪雨が頻発する中、地域の浸水被害の軽減を図るために、ため池を「指定貯水施設」に指定し、期間を定めて雨水貯留容量を常時確保する「ため池管理者」の取組に対して支援する。

- 対象ため池：1箇所当り3,000m³以上の雨水貯水量を確保するため池など。
- 助成額：1箇所当り35,000円/月(年2ヶ月＝70,000円上限)
- 活動報告：活動記録表、写真等を提出(週1回程度)

⑩有害鳥獣対策

□問合せ先：森づくり課 ☎079-552-1117 (直通)

獣害対策事業補助金

自治会や農会等で新たに獣害柵を整備する場合や、既存の獣害柵の修繕補強する工事費を支援します。

- 対象者：自治会や農会等の共同設置者(管理者)
- 補助の例：1件あたりの整備、修繕費用が5万円以上の場合で工事費の1/2以内
- のり網などのネットで獣害防護柵を補強修繕する、農地を囲むなどの被害防除に係る経費も補助対象となりました。詳しくはお問い合わせください。

林辺整備活動支援事業補助金

野生鳥獣による農作物等の被害が発生している自治会がワチ（林辺部）の木竹等を伐採し、ニホンザル、シカ、イノシシに対する緩衝帯を整備する活動を支援します。

- 対象者：野生鳥獣による被害集落(自治会等)
- 補助の例：従事者の人件費、チェーンソー等の燃料代、安全対策経費(傷害保険等)等5,000円/10m(下限100m、上限1,000m/年)

サギ等鳥被害対策事業補助金

サギ等の鳥類の集団営巣による糞や鳴き声による生活被害等を軽減するための自治会活動等を支援します。

- 対象者：サギ等の集団営巣による被害集落(自治会等)
- 補助の例
チェーンソー等の燃料代、安全対策経費(傷害保険等)、伐採や追い払いのための資材購入費、高所伐採や花火による追い払いなどの作業の委託費等で上限20万円

アライグマ等捕獲器助成事業補助金

特定外来生物（アライグマ・ヌートリアに限る）の駆除のために講習を受けた捕獲従事者がいる自治会等が購入する小動物捕獲器の購入経費を支援します。

- 対象者：市が開催する講習を受けた捕獲従事者がいる自治会等
- 補助の例
小動物捕獲器(箱わな)の1基当たりの購入費(消費税を除く。)の1/2以内(上限5,000円)
※1集落あたり年間5基まで。

⑪ふるさとの森づくり

□問合せ先：森づくり課 ☎079-552-1117(直通)

マツ林復活事業補助金

丹波篠山マツタケの生産量の維持・増進に向けてアカマツ林の整備・再生に取り組む自治会や森林所有者を支援します。

- 対象者：自治会、生産森林組合、個人の森林所有者
- 補助の例：伐採にかかる燃料費・資機材、専門家指導料、大径木伐採等にかかる委託料など(上限20万円)

地域の里山再発見事業補助金

関わることの少なくなった里山に登り、山に入る機会を増やすことで、里山の価値を再発見しようとする自治会等の取り組みを支援します。(木工クラフトなどのワークショップも対象)

- 対象者：自治会、団体、子ども会、PTA
- 補助の例：講師謝金、本事業に必要な事務費など(上限5万円)

森林所有者明確化事業

森林所有者が自ら所有する森林の境界を明確にするため、境界杭の設置や簡易GPSによる境界点測位の取り組みを支援します。

- 対象者：自治会、生産森林組合
- 補助の例：森林の所有界を明示するために必要な境界杭の支給(無償)／境界杭点測位のための簡易なGPS携帯端末機の貸し出し

里山彩園事業補助金

手入れの行き届いていない森林の整備を行う団体に対し労務費、事務費、整備費、技術指導費などの経費を支援します。

- 対象者：市民5名以上で構成される団体
- 補助の例：里山整備に必要な労務費、事務費、整備費、技術指導費で100万円以内
※3年に分割交付可

生産森林組合補助金

生産森林組合の生産性の強化を図り、組合経営の安定化に向けた支援を実施します。

- 対象者：生産森林組合
- 補助の例：法人市民税納付額に応じて定額

⑪ふるさとの森づくり

□問合せ先：森づくり課 ☎079-552-1117(直通)

人工林等広葉樹林化補助金

森林所有者等が行う人工林（スギ・ヒノキ）の**広葉樹林化**を作業の段階に応じて支援します。ただし、皆伐跡地を森林に復旧させない、又はできない場合は補助対象となりません。（森林法により伐採後5年以内に森林に復旧することが求められます）

○対象者：森林所有者等

○補助の例

- ①スギ・ヒノキ・広葉樹林(コナラ・アベマキ等)の500㎡以上の皆伐：2万円/100㎡
- ②広葉樹林化の為の獣害防護柵設置：3千円/100㎡

危険木除去費等補助金

家屋等に近接する危険木（樹高10m以上かつ胸高直径30cm以上の大径木）の伐採・撤去に要する費用や予防保全的に皆伐する費用を支援します。

○対象者：危険木がある土地の所有者または所有者の承諾を得た家屋等入居者

○補助の例

- ①危険木の伐採・撤去に要する費用の1/2(上限50万円、不特定多数の住民が活動する施設の場合は30万円)
- ②倒木の恐れがある木を予防保全的に皆伐(500㎡未満)：1/2(上限50万円、不特定多数の住民が活動する施設の場合は30万円)

間伐材等買取事業補助金（木の駅プロジェクト）

市内の山林等を伐採して発生した伐採材を指定の集荷場に搬入していただくことにより軽トラック1台あたり2千円の里山券を発行します。里山券は市内の登録店舗で地域通貨として利用できます。ただし、搬入には木の駅実行委員会への事前登録が必要となります。

○対象者：市内の山林等の樹木を伐採された方

丹波篠山市緑化活動支援事業（丹波篠山市緑化活動推進委員会）

森林保全活動や施設等の緑化を推進する取り組みを支援します。

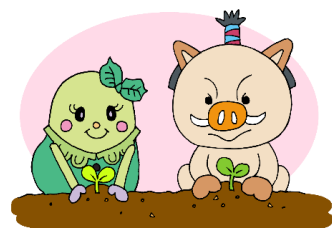
○対象者：学校、林業関係団体、自治会など

○補助の例：緑化支援事業上限20万円／緑化思想の普及啓発活動支援事業上限15万円

①緑化支援事業

森林環境・景観保全/緑と親しみ学べる森づくり/公共施設等の社会福祉のための植樹活動

②緑化思想の普及啓発活動支援事業(パンフレット/チラシの作成)



⑪ふるさとの森づくり

□問合せ先：森づくり課 ☎079-552-1117(直通)

チェーンソー特別教育修了者補助金

森林管理に携わる人材の育成、伐採作業時の災害の防止を図るため、伐木等の業務に係る特別教育の受講費用の一部を支援します。

- 対象者：市内に住所を有する個人
- 補助額：受講費用から3,000円を差し引いた額(上限2万2千円)

林業機械レンタル事業補助金

森林管理作業の効率化と労働力の軽減を図るとともに、林業経営者の木材生産及び丹波篠山産木材の有効利用をはかるため、林業機械のレンタルにかかる費用の一部を支援します。

- 対象者：①自伐型林業者(山林の所有の有無、規模にかかわらず森林の経営、管理又は施業を自ら行う自立・自営的な林業を行う方)
②林業経営体
- 補助額：林業機械のレンタル費及び回送費の1/2(上限25万円)

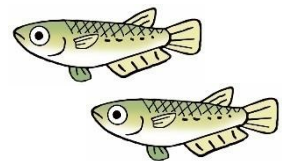
⑫生物多様性の保全・再生

□問合せ先：環境みらい部農村環境課 079-552-5013 (直通)

生物多様性促進活動補助金

市内で活動する個人や団体が実施する自然や生きものを守る・再生する取り組みを支援します。

- 対象者：市内で活動する個人、団体
- 補助の例：
 - ①ビオトープの維持管理
 - ・休耕田ビオトープ 10,000円/10a
 - ・江(掘り上げ) 1,000円/10m(上限1か所10,000円)
 - ②生物多様性の保全再生活動 上限10万円
(生物調査、希少種の保護、外来種駆除、生きもの観察会、勉強会の開催など)
- 受付期間：
 - ①ビオトープの維持管理 4月4日(木)～5月10日(金)
 - ②生物多様性の保全再生活動 随時



⑬ 自然環境・農林業を活かしたまちづくり

□問合せ先：環境みらい部農村環境課 079-552-5013（直通）

協働ではじめる環境・まち・未来づくり事業補助金

市内で活動する団体が実施する環境課題の解決を図るとともに、まちづくりに資する事業を支援します。

- 対象者：市内を活動基盤とする団体で、3人以上が構成員になっているもの
- 補助の例：
 - 下記例のような環境課題の解決を図るとともに、まちづくりに資する事業（上限20万円）
 - ・草刈り隊＋灰小屋保全活動＝灰肥料づくりプロジェクト
 - ・食品残さ＋竹チップ＝有機肥料づくりプロジェクト
 - ・竹林伐採＋ハウス栽培＝バンブーグリーンハウスプロジェクト
- 審査ポイント：
 - ①適格性：環境基本計画の理念、基本方針、目指すまちの姿に沿った活動であるか
 - ②公益性：課題やニーズを的確に踏まえ、地域の暮らしの向上や価値創造につながるか
 - ③創造性：新たな課題に対する提案、または既存の活動でも新しい仕組みを構築・活用しようとする創意工夫があるか
 - ④協働性：他の主体とのつながりや連携、多様な主体が関わることのできる工夫があるか

⑭ 森林バイオマス

□問合せ先：環境みらい部農村環境課 079-552-5013（直通）

薪ストーブ等設置補助金

市内産の木材や木質資源の活用を進めることで森林整備を促進し、森林の保全と資源の有効活用及び再生可能エネルギーの利用による脱炭素社会の実現を目指し、薪ストーブ等を設置する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体に対し、補助金を交付します。

- 対象設備
 - 本体製品価格が税込10万円以上のもの
 - ①薪ストーブ
 - ②木質ペレットストーブ
 - ③木質チップを燃料とするストーブ
 - 対象者：市民、自治会、事業者等
 - 補助の例
 - ストーブ本体購入費の1/2（上限15万円）
 - 申請方法
 - 設備の設置前に申請
- ※年2回の募集を予定。各回で交付申請希望者が多数の場合は抽選。

⑮再生可能エネルギー

□問合せ先：環境みらい部農村環境課 079-552-5013（直通）

スマートエネルギー導入補助金

気候変動の主な原因となる温室効果ガスの排出削減を最大限に推進しつつ、気候変動の影響による被害を防止及び軽減した持続可能な都市の実現を目的として、スマートエネルギー設備を導入する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体に対し、補助金を交付します。

○対象設備

- ①太陽光発電システム(10kW未満)
- ②蓄電池(太陽光発電システムと連携したもの)
- ③次世代自動車等(電気自動車など内燃機関を併用しない車両)

○対象者：市民、自治会、事業者等

○補助の例

電気自動車(普通自動車：上限10万円、軽自動車：上限5万円)

※ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車は、補助対象外

○申請方法

設備の**導入後**に申請

丹波篠山農都宣言

平成21年2月7日

丹波篠山市は、食の安全と安心を未来にわたって育み、丹波篠山特有の自然を生かし、農業の新たな先駆者として更なる振興を実現するため、

1. 「いのち」を支える「農」を未来に育みます。
1. 「農」を支える「人・土・水」を大切に育みます。
1. 「丹波篠山」を支える「特産物」を育みます。

を基本理念として、「自然の気候風土に恵まれた日本一の農業の都、丹波篠山市」をここに宣言します。